別記様式第４号（第４条関係）

（１）

景観形成の配慮事項に係る対応説明書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※受付番号 |  |
| 行為の場所 |  |
| □建築物□工作物□開発行為□その他 | 　 新築　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□修繕□ 又は □ 増築 □ 改築 □ 移転 □ 外観の変更　□模様替　 新設　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□色彩の変更 |

　【建築物又は工作物】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 配慮事項 | 対応状況の説明 |
| 位 置 ･ 配 置 | □１）地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。□２）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。 |  |
| 規模 | □１）地域の特性や周辺の建築物または工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。□２）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。□３）建築物及び工作物の高さは、原則として１３mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと（ただし、国立公園の特例地域（川湯集団施設地区、川湯駅前等）に該当する地域は、この限りでない）。 |  |
| 形態意匠 | 周辺景観との調和□１）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。□２）全体としてまとまりのある形態意匠とすること。□３）四季を通じての周辺景観と調和する色彩を 基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。 |  |

（２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 配慮事項 | 対応状況の説明 |
| （続き）形態意匠 | 建築物・屋根のデザイン□４）国立公園区域との調和を図るため、切妻、寄棟、入母屋形式又はマンサード屋根等の勾配のある屋根とするよう努めること。□５）ただし、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、他から望見されることのない場所に位置する場合、又は建築面積10㎡以下程度の小規模な建築物である場合、周辺景観との調和を著しく阻害しない場合にはこの限りではない。建築物・壁面後退□６）国立公園のまちにおける景観形成のため、道路沿いの壁面線を揃えるものとする。なお、壁面線を揃える必要のない場合には道路から極力後退させる。（阿寒国立公園川湯地域管理計画書（許可、届出等取扱方針）を参照）工作物（道路工作物、さく、鉄塔、処理施設等）のデザイン□７）国立公園区域との調和を図るため、道路及び園地等から見たときに屈斜路外輪山の山稜線を分断しないようにする。また、眺望を妨げないような規模や位置に配置する。 |  |
| 色彩 | 色彩□１）多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。□２）オイルタンクや室外機など、建築物等に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、または目隠しをする等の工夫をすること。□３）建築物及び工作物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物の色彩、材料　□４）屋根(飾屋根を含む。以下同じ。)の色彩焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色のいずれかの色彩又は自然材料の素地色とすること。□５）壁面の色彩茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の色彩との調和を図ること。 |  |

（３）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 配慮事項 | 対応状況の説明 |
| （続き）色彩 | 工作物の色彩、材料　□６）工作物（道路工作物、さく、鉄塔、処理施設等）こげ茶色、又は畑地内及び市街地にあっては灰色(亜鉛メッキ色)とすること。□７）擁壁自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工とすること。□８）電柱林地に接して設置するもので、焦げ茶色が適当と認められるは、焦げ茶色（既存の施設の更新や塗り替え時も同様）とすること。広告物等・案内誘導サインの表示・掲出、色彩、材料□９）広告物の表示面積や設置数は、必要最小限とすること。同一地点に複数の広告物を設置する場合には、統合を図ること。□１０）光源は白色系のみ、動光や点滅はさせないこと。□１１）店舗等への誘導看板は、幟等の野だて看板でないこと。□１２）指導標、案内板等は、川湯地域、美留和地域、国道沿線などにおいて国立公園区域との調和を図るため、木材及び石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色とすること。広告物等・案内誘導サインの表示デザイン□１３）共通基準ア　バリアフリー経路・誘導経路を意識し、サインの設置位置や向き、どこにサインがあるのか等、すぐにわかりやすい位置に配置すること。イ　国立公園のまちに配慮して、シンプルであきのこないデザインとすること。ウ　誰もが理解しやすいように、標準案内用図記号一覧及び道路標識令に定められたピクトグラムを使用すること。□１４）表地面の色彩及び配色高齢者、障害者が見やすくわかりやすいものとする。なお、高齢者、障害者（特に色覚障害者）へ配慮した色彩を用いることを基本に、以下のとおり留意すること。ア　図色（文字や案内図記号）と地色（背景になる部分）の明度差を十分大きくするイ　黒色に青色または黒色に赤色の色彩の組み合わせは用いないウ　黄色に白色の色彩の組み合わせは用いないエ　赤系統と緑系統の色彩の組み合わせは用いないオ　赤色については、濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いて、他の色との境目に細かい白線を入れて目立つようにするカ　その他、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「水色とピンク」は避けるキ　やむを得ず上記の色相の組み合わせを用いる場合は、明度差をできる限り大きくするク　案内地図に用いる色は、退色（色あせ）を考慮した色に配慮する |  |

（４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 配慮事項 | 対応状況の説明 |
| （続き）色彩 | □１５）書体表示する基本書体は「国立公園フォント」を使用すること。（広告物等・案内誘導サインには、標識等での使用が想定されている「TP国立公園明朝 R」を採用する。）表示方法やレイアウト、デザインは「標識整備における標準的な表示例（環境省）」を参照すること。 |  |
| 修景 | 修景□１）敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。付帯施設□２）駐車場及び取付道路風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。□３）車庫及び倉庫等の小規模な付帯施設極力、主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっても、主たる建築物とデザイン、色彩及び材料の調和がとれていると認められるものであること。□４）外灯外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。□５）自動販売機建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていることが認められるものであること。 |  |
| 緑化 | □１）敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。□２）支障木の伐採は、必要最小限に留めること。なお、支障木は修景のために必要な箇所へ移植すること。□３）修景緑化の際は、原則として現地産樹木と同種の樹木等により修景緑化すること。□４）法面及び廃道敷は、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き緑化すること。なお、緑化資材には、郷土種植物の積極的利用を図る。郷土種植物の導入に当たっては、周辺の地形や植生に合った種類（エゾヨモギ、ケヤマハンノキ等）を用いること。 |  |

（５）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 配慮事項 | 対応状況の説明 |
| 堆雪スペース | □１）堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。 |  |
| 太陽電池発電設備 | 位置・配置・規模□１）やむを得ず設置する場合は、道路や展望地から望見できる場所や山の斜面への設置は避けること。□２）太陽電池発電設備の地上からの高さは５mを超えないこと。かつ、地上部分の水平投影面積の和も1,000㎡を超えないようにすること。□３）当該太陽光発電設備の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配は30%を超えないようにすること。□４）当該太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線を、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から５m以上離すこと。□５）当該太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線を敷地境界線から５m以上後退させること。□６）太陽電池モジュールの反射光を抑える工夫をすること。□７）施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散配置とすること。修景・緑化□８）フェンス等は、圧迫感を与えないよう道路等境界線から適切な後退距離を設ける。□９）道路や展望地から容易に望見できないよう、道路等と太陽電池発電設備の間は植栽し、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。□１０）支障木の伐採は僅少におさえること。□１１）送電線網はなるべく地中化を図ること。□１２）太陽光発電設備が汚損、破損した場合、必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等すること。また、解体又は撤去する場合は、現地産樹木と同種の樹木等により当該敷地を修景緑化すること。 |  |

（６）

　【開発行為】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 配慮事項 | 対応状況の説明 |
| 位置 | □１）地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。□２）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。 |  |
| 規模 | □１）地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。□２）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源や周辺景観との眺望に配慮した規模とすること。 |  |
| 形状 | □１）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 |  |
| 資源の保全 | □１）開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 |  |
| 緑化 | □１）開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 |  |

　注１　※印欄は、記入しないこと。

　　２　「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内に***レ***印を付すこと。

　　３　「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。

（日本工業規格Ａ４）